◎新潟県訓令第４号

本　　庁
地　域　機　関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年４月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正し、平成26年４月１日から実施する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この規程は、知事の事務部局に属する一般職の職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休憩時間の割振りについて、新潟県職員服務規程（昭和35年３月新潟県訓令第６号。以下「服務規程」という。）第５条第１項の特例を定めるとともに、週休日について、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第５条第１項の規定に基づき、同項の特例を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この規程は、知事の事務部局に属する一般職の職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休憩時間の割振りについて、新潟県職員服務規程（昭和35年３月新潟県訓令第６号。以下「服務規程」という。）第５条第１項の特例を定めるとともに、週休日について、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第４号）第５条第１項の規定に基づき、同項の特例を定めるものとする。
第２条　（略）	**第２条**　（略）
（育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例） **第２条の２**　所属長は、次に掲げる職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。 (1)　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (2)　小学校に就学している子のある職員であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２第４項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第３号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場	

所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員 ２　前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第１項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子を養育する」とあるのは「一般職員勤務時間条例第16条第１項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。 ３　所属長は、前２項の規定により勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ総務管理部長の承認を得なければならない。 ４　前項の規定にかかわらず、所属長は、特定勤務時間により割振りを行う場合には、総務管理部長の承認を得ないで、第１項及び第２項の規定による勤務時間の割振りを行うことができる。この場合において、所属長は、勤務時間の割振りを行つた後、遅滞なく総務管理部長に報告するものとする。	
（休憩時間の特例） **第３条**　第２条に定めるもののほか、所属長は、業務上緊急かつやむを得ないと認めるときは、臨時に休憩時間を変更することができる。	（休憩時間の特例） **第３条**　前条に定めるもののほか、所属長は、業務上緊急かつやむを得ないと認めるときは、臨時に休憩時間を変更することができる。